

平成22年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

テーマ 消防事業に関する事務の執行について

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応区分
P261	第4．人件費、経費及びその他支出 1．倉敷市消防職員の人件費 (3)職員諸手当の検証・確認	特殊勤務手当の集計転記ミスが数件認められた。特殊勤務手当は回数を支給単位とするものであり、手当の種別ごとに、日別個人別活動実績記録から集計のための転記作業を経て、内部情報システム(電子計算機を利用して人事給与等に関する事務処理を行う情報処理システム)への入力用帳票(給与実績報告書)が作成される。この転記作業が煩雑であるがゆえに、人的な転記ミス又は計算ミスを起こした。	消防総務課	集計作業、転記作業それぞれにおいて二重、三重にチェックを行う体制とし、人的な転記ミス又は計算ミスの防止を行っています。	措置済
P275	第4．人件費、経費及びその他支出 2．経費 (3)不適正会計処理に対する一定の検証 イ 玉島消防署	納入業者の取引記録及び残高確認を実施したところ、記録に相違があった。玉島消防署に往査し調査したところ、平成21年度の検収として処理されていたが、実際は平成22年度の物品購入であった。これは玉島消防署のミスであるとの回答であった。	玉島消防署		措置済
P275	第4．人件費、経費及びその他支出 2．経費 (3)不適正会計処理に対する一定の検証 ロ 水島消防署	納入業者の取引記録及び残高確認を実施したところ、記録に相違があった。水島消防署に往査し調査したところ、水島消防署は、平成21年度の検収として処理されていたが、納入業者は平成22年4月の物品購入としており、署においては納品書等平成22年3月31日検収の事実を立証する外部書類の提示をすることはできなかった。水島消防署の主張は、あくまで不明とのことであった。	水島消防署	平成23年度から、経理事務の誤りを防止するため、担当者以外の職員が所属長とともに二重にチェックする体制としました。また、年度末に支出に係る事務が集中しないよう、各予算科目ごとに執行状況を常時把握し、計画的な執行に努めることとしています。	措置済
P276	第4．人件費、経費及びその他支出 2．経費 (3)不適正会計処理に対する一定の検証 ハ 児島消防署	納入業者の取引記録及び残高確認を実施したところ、記録に相違があった。児島消防署に往査し調査したところ、平成21年度の検収として処理されていたが、実際は平成22年度の物品購入とのことであった。これは児島消防署における予算消化を優先した誤処理である。	児島消防署		措置済
P278	第4．人件費、経費及びその他支出 3．資産管理 (2)検証手続及び結果	水島消防署連絡車購入年月、児島消防署救助工作車購入年月、琴浦出張所救急車購入年月、玉島消防署指令車購入年月、救急車購入年月が車両台帳と相違している。	水島・児島・玉島消防署	水島消防署の連絡車、児島消防署の救助工作車並びに玉島消防署の指令車及び救急車については、購入後の書換えをしていませんでしたので、車両台帳を修正しました。琴浦出張所の救急車については、車両台帳との相違はありません。また、更新時には車両台帳及び車両一覧表を同時に書換え、また、購入年月は、車両配置日に統一することとしました。	措置済
P293	第5．消防団及び消防外郭団体 1．消防団 (3)消防団員の人件費	毎年の消防年報に記載されている消防団の火災等出場状況では、出初め式も出場実績として集計対象としていることになっているが、実際には、監査人が確認した範囲内でも少なくとも平成20、21年消防年報では集計から洩れている。平成22年分の内容を前年又は前々年と比較した場合、その他欄の人員が明らかに異常な増加となっているため、市民等関係者の誤解を招く可能性がある。消防年報は、倉敷市消防の概要と業務に関する諸事項を取りまとめて一般に公開し、その理解と認識を深めてもらうためのものであることから、逆に誤解を招くことのないよう、十分に留意しなければならない。	消防総務課	曖昧であった消防団の火災等出場状況記載内容について、方針を定め、各消防署に周知することにより、集計漏れの防止を図りました。	措置済